

運賃・料金に係る法律違反について再発防止に資する新たな制度の導入

．旅行業者に対する措置

貸切バス事業者が、届出運賃違反で行政処分を受け、運送申込書・引受書の写しにより、旅行業者の関与が疑われる場合、地方運輸局より本省を通じて観光庁に通報し、旅行業者等に対する立入検査等旅行業法に基づく対応を求める。

．自治体等に対する措置

自治体等が行う入札において、貸切バス事業者が下限割れ運賃に基づく落札を行い、届出運賃違反で行政処分を受けた場合、当該自治体の長に対し当該事業者の違反事実を通報するとともに、地方自治法第245条の4に基づき、入札制度の改善を求める技術的助言を行う。

(平成26年2月6日 総務省自治行政局に説明済)